

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

捜 二 第 3 4 9 4 号
令 和 6 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

拳銃110番報奨制度の継続実施について

拳銃110番報奨制度については、「拳銃110番報奨制度の実施について」（平成31年3月27日付け組対第1454号。以下「旧通達」という。）に基づき、効果的に運用されているところであるが、依然として、銃器犯罪に関する情報収集が困難となっている状況に鑑み、広く県民に銃器犯罪に関する情報提供を促すことが必要であると考えられることから、本制度を継続実施することとした。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 運用開始年月日

平成20年5月1日（運用中）

2 設置場所

(1) 執務時間中

警察本部刑事部捜査第二課

(2) 執務時間外

警察本部一般当直

3 電話番号

銃 皆無し

0120-10-3774（全国共通フリーダイヤル番号：24時間受付）

※ 本県警察独自の「けん銃・薬物110番」

017-735-1074

は、本制度の電話番号と同一回線（フリーダイヤルの場合は受理時にコールが流れる）により継続して受け付けるが、報奨制度の対象外である。

4 受付体制

(1) 執務時間中

捜査第二課員

(2) 執務時間外

警察本部一般当直責任者又は副当直責任者

5 受付要領

- (1) 本制度による通報の受付は、上記フリーダイヤル番号により、原則として通報者の発信地域を管轄する都道府県警察が受理する（NTTの管轄区域の関係で、秋田県鹿角郡小坂町の一部が、当県警に接続される。）。
- (2) 通報が拳銃その他の銃器等に関する情報（以下「拳銃情報」という。）の提供を目的としない場合は、拳銃110番が拳銃情報を受け付けるためのものであることを通報者に説明し、拳銃110番による通報としての受付は行わないこととするとともに、当該通報の内容につき捜査その他必要な措置をとることが適当と認められるときは、その措置をとるべき所属へ引き継ぐこと。
- (3) 通報が拳銃情報を提供するものである場合は、通報者が本制度を理解していると確認できる場合を除き、通報者に対して報奨金が支払われない場合その他必要な事項を確実に説明すること。
- (4) 通報が拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙に欠かせない情報を内容とするもの（以下「対象通報」という。）である可能性がある場合は、情報の確度についての適切な判断がなされるよう情報の入手経過、通報理由その他必要な事項について十分に聴取すること。
- (5) 対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）に対しては、報奨金を支払うことができる場合における報奨金を受け取る意思の有無を確認し、対象通報者がこれを有する場合には、報奨金を支払おうとするときに改めて警察から連絡する旨を説明するとともに、必要な連絡手段等を確認すること。
- (6) 対象通報者が匿名とすることを希望した場合には、その氏名、住所等の確認に代えて、情報の選別番号と通報者固有の暗証番号を提示する。また、対象通報者が連絡先を示さない場合は、6か月以内に別に指示するところにより、選別番号と暗証番号を告げて自ら警察に対する連絡を行わなければならない、これに反した場合には、報奨金が支払われない旨を説明すること。
- (7) 対象通報者との電話その他の接触に際しては、報奨金の支払について紛議が生じないように十分に留意すること。

6 報奨金

- (1) 報奨金の支払
 - ア 報奨金の支払の決定は、原則として捜査第二課長が行うものとする。
 - イ 報奨金の支払は、原則として対象通報者に接触して行うものとする。
 - ウ 報奨金については、対象通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その金額は、対象通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、当該通報の内容、検挙された事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報者の捜査手続への協力の程度等を個別に勘案して算定するものとする。
- (2) 支払除外事由
 - 次に掲げる場合には、報奨金は支払われないものとする。

- ア 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合
- イ 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
- ウ 通報を受けた時点で、当該拳銃情報が警察において既に把握している内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
- エ 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に、別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合

7 通報の管理

- (1) 捜査第二課は、通報記録簿（別記様式1）及び通報処理票（別記様式2）を備付け、通報の受付及び処理状況を記録して保管・管理するとともに、通報及びその処理状況を適切に把握すること。
- (2) 捜査第二課は、拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とする通報を受け付けたときは、その都度速やかに当該通報に係る通報処理表の写しを警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課（以下「警察庁組織犯罪対策第二課」という。）に送付するとともに、事件着手前後等の適宜の時期に捜査の進捗状況を報告すること。
- (3) 捜査第二課は、対象通報により事件検挙に至った場合、検挙状況、報奨金予定支払額、支払方法等を検挙報告（別記様式3）により、警察庁薬物銃器対策課に報告すること。
- (4) 捜査第二課は、月ごとの通報件数を別記様式4により翌月10日までに、警察庁組織犯罪対策第二課に報告すること。

8 広報活動

拳銃110番報奨制度の概要（別紙）を添付するので、「ミニ広報紙」、「電光掲示板」、「市町村広報紙（誌）」、各種会合等を通じて、本制度を広報し周知を図ること。

担当 捜査第二課 課
組織犯罪事件指導係

通報記録簿

年	受付番号 ※年ごと連番	受付年月日時	通報種別 ※該当 事項に〇	通報者氏名等 ※匿名通報者の場合は 連絡先の電話番号等	選別番号 ※末尾3桁は 受理番号と同じ	暗証番号 ※匿名通報者固有の 連絡の数字又は記号	被疑者	報奨金支払見込み ※該当事項に〇	報奨金受取 希望 ※該当事項に〇	受付担当者	警察庁 報告 ※	備考 (引継事項等) ※銃器捜査担当課で記載	所属長 決裁
		月 日 時 分～ 時 分まで	実名 匿名					あり 未定 なし	あり なし		要 ／ 否		
		月 日 時 分～ 時 分まで	実名 匿名					あり 未定 なし	あり なし		要 ／ 否		
		月 日 時 分～ 時 分まで	実名 匿名					あり 未定 なし	あり なし		要 ／ 否		
		月 日 時 分～ 時 分まで	実名 匿名					あり 未定 なし	あり なし		要 ／ 否		
		月 日 時 分～ 時 分まで	実名 匿名					あり 未定 なし	あり なし		要 ／ 否		

※ 記録にはボールペン等を用い、書き損じた場合は見え消しとすること。

通報処理票

刑事部長	刑事企画課長	捜査第二課長	室長	次長	指導官	警察	
						警察庁報告 要 不要	
						年 月 日	

受付番号	受付日時	受付者
年 号	月 日 () 時 分 時 分	係 階級 氏名

入電種別確認 ※0120-10-3774への通報以外は、本制度の対象外

通報選別

1 拳銃情報の提供か否か。 ①拳銃情報 (2へ進む) ②その他

2 1が①の場合、報奨金支払除外事由等を熟知しているか。 ①している ②していない

フリーダイヤルガイダンス内容
こちらは拳銃 110 番です。このたびは、通報をいただきありがとうございます。情報を提供して頂いても、警察が把握済みの内容であったり、事件検挙に至らない場合など、報奨金が支払えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

3 2が②の場合、報奨金が支払われない場合があることを説明。 した

要綱記載の支払除外事由
次に掲げる場合には、報奨金は支払わないものとする。

(1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合
(2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
(3) 拳銃情報を受けた時点で、当該拳銃情報が、これを受け付けた都道府県警察において、既に把握している内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
(4) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後 6 か月以内に、別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合

拳銃情報聴取

1 銃器犯罪事実

(1) 違反日時 (いつ) 年 月 日 時 ころ

(2) 場所 (どこで)

(3) 被疑者 (だれが)

(4) 違反態様 (どんな違反か)

拳銃 小銃 機関銃 (丁) → 所持 輸入 譲渡し等 譲受け等 製造 発射
 拳銃部品 (銃身 機関部体 回転弾倉 スライド) (個) → 所持 輸入 譲渡し等 譲受け等
 拳銃実包 (個) → 所持 輸入 譲渡し等 譲受け等

(5) 認知状況 → 現認 (実際に見た)
 伝聞 (～の話を聞いた)

2 上記以外の拳銃情報

3 その他 (1、2の補足事項、通報理由等)

は該当する項目にレを付すこと。

別記様式 2

4 供述調書作成 → <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意 <input type="checkbox"/> 検討	
通報者	
<input type="checkbox"/> 実名 <input type="checkbox"/> 匿名 住所 氏名 男・女 年 月 日生 (歳) 選別番号 暗証番号 連絡先 (匿名の場合、報奨金支払時の連絡先)	
報奨金受取の意思確認 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
補足事項	
その他事案 引継ぎ	() 課・係・署 () 月 日引継
拳銃情報 引継ぎ	() 年 月 日 課・係・署 () へ引継ぎ 再連絡希望 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 再連絡希望日時 年 月 日 時 分 ころ (<input type="checkbox"/> 警察から連絡 <input type="checkbox"/> 通報者から連絡)

は該当する項目にレを付すこと。

通報処理票（経過記録）

受理番号	年 号	被疑者		実名通報者	
匿名通報者	選別番号	暗証番号			
日 付	処 理 経 過				所属長

(注) 再連絡、捜査協力、事件検挙、報奨金支払等の経過を記録する。

検挙報告

刑事部長	刑事企画課長	捜査第二課長	室長	次長	指導官

年 月 日

警察

被疑者氏名	ほか 人	合計 人		
押収物	<input type="checkbox"/> 拳銃 丁 <input type="checkbox"/> その他の銃器 () 丁 <input type="checkbox"/> 拳銃実包 個 <input type="checkbox"/> 銃身 個 <input type="checkbox"/> 機関部体 個 <input type="checkbox"/> 回転弾倉 個 <input type="checkbox"/> スライド 個			
検挙状況	年 月 日 違反で () 逮捕			
検挙経緯	※通報処理票（経過記録）を添付すること。			
犯罪事実の要旨				
受付番号	年 号			
支払対象者氏名 <small>(選別番号、暗証番号)</small>	ほか 人 (別紙のとおり)			
記録簿・処理票	年 月 日送付			
報奨金額	万円			
算定根拠				
支払方法 (税)				
除外事由該当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> あり			
チェック事項	本人申立て	内偵結果	被疑者の供述	関係者の供述
1 共犯者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
2 犯罪行為等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
3 その他不相当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
備考 (広報等)				
警察庁意見 <small>※警察庁において記載</small>	年 月 日伝達			

(注) は該当する項目にレを付すこと。

検挙報告(別紙) ※支払対象者が複数の場合に使用する

受付番号	年 号			
支払対象者氏名 <small>(選別番号、暗証番号)</small>				
記録簿・処理票	年 月 日送付			
報奨金額	万円			
算定根拠				
支払方法(預)				
除外事由該当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> あり			
チェック事項	本人申立て	内偵結果	被疑者の供述	関係者の供述
1 共犯者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
2 犯罪行為等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
3 その他不相当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
警察庁意見 <small>※警察庁において記載</small>	年 月 日伝達			

通報受付番号	年 号			
支払対象者氏名 <small>(選別番号、暗証番号)</small>				
記録簿・処理票	年 月 日送付			
報奨金額	万円			
算定根拠				
支払方法(預)				
除外事由該当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> あり			
チェック事項	本人申立て	内偵結果	被疑者の供述	関係者の供述
1 共犯者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
2 犯罪行為等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
3 その他不相当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
警察庁意見 <small>※警察庁において記載</small>	年 月 日伝達			

(注) は該当する項目にレを付すこと。

拳銃110番報奨制度の報告

報 告 月	
県 名	
担 当 者	
連 絡 先	

報奨制度対象通報
(対象通報)

件

対象通報以外の
拳銃情報

件

その他の通報

件

※ここでいうその他の通報とは、
通報処理票を作成し、かつその他事案として他部門へ引き継ぎした件数をいう。

注意事項

- 1 該当する項目に件数のみを入力すること。
- 2 本書式を変更しないこと。

拳銃110番報奨制度の概要

1 制度の趣旨

最近の厳しい銃器情勢を踏まえ、幅広く拳銃その他の銃器等に関する情報の提供を受けるため、実名・匿名を問わず、事件の検挙に欠かせない情報の提供を受けた場合で、拳銃その他の銃器が押収され、かつ、被疑者の検挙に至ったときに、通報者に対して、個別の事案に応じて報奨金が支払われる仕組みです。

2 通報の受付

通報は、全国共通フリーダイヤル番号

0120-10-3774 (ジュウミナナシ)

により、原則として通報者の発信地域を管轄する都道府県警察が受け付けます。

(注)・ 列車公衆電話、IP電話(050番号)、海外からの受付はできません。

- ・ 捜査に関することや、警察で把握している情報は明らかにできません。
- ・ 一部の都道府県境では、発信地域と異なる都道府県警察が受け付けることがあります。

3 報奨金の支払

報奨金は、通報により拳銃その他の銃器が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。

報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

4 匿名通報の取扱い

通報者が匿名とすることを希望した場合には、通報者は、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の選別番号と通報者固有の番号を告げて、別に示したところにより、警察に対する連絡を行うこととなります。

なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

5 報奨金が支払われない場合

報奨金が支払われないのは次のような場合です。

- (1) 拳銃その他の銃器が押収されない場合
- (2) 被疑者が検挙されない場合
- (3) 警察が、提供された情報を既に把握している場合(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- (4) 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- (5) 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に、別に示したところにより警察に対して連絡がない場合